

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

告 示

ページ

○介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則 (長寿社会政策課)	一
○生活保護法による医療機関の指定	二
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (社会福祉課)	二
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	三
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (障害福祉課)	三
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (産業立地推進課)	三
○特定計量器の定期検査の延期 (産業立地推進課)	三
○保安林の指定 (森林整備課)	三
○保安林の指定の予定 (同)	四
○道路の区域変更(二件) (道路課)	四
○土地改良区の定款変更の認可 (仙台地方振興事務所)	五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課)	五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定医療機関の辞退の届出 (同)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件) (道路課)	六
○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課)	一〇
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (警察本部会計課)	一〇

公 告

公安委員会

規 則

正 誤

雑 報

○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則	一一
○警備業法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習の 実施	一三
○警備員等の検定等に関する規則附則第七条第一項の規定による検定合格 者審査の実施	一四
○地方独立行政法人宮城県立こども病院令和二年度財務諸表の公告	一六
○地方独立行政法人宮城県立病院機構令和二年度財務諸表の公告	一六
○宮城県公報令和三年号外第二四号(令和三年三月三十一日付け)中	一六

介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二百二十七号

介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

介護保険財政安定化基金条例施行規則(平成十二年宮城県規則第百十九号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「附則第五項」を「附則第九項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第五項を附則第九項とし、附則第四項を附則第八項とし、附則第三項の次に次の四項を加える。

4 政令附則第二条の二第一項の規定により貸付金の償還期限が令和十一年度の末日に延長された市町村においては、第十条の規定にかかわらず、令和三年度から令和五年度までの計画期間における借入総額を六で除して得た額を令和六年度から令和十一年度までの各年度において償還するものとする。

5 政令附則第二条の二第二項の規定により貸付金の償還期限が令和十四年度の末日に延長された市町村においては、第十条の規定にかかわらず、令和三年度から令和五年度までの計画期間における借入総額を九で除して得た額を令和六年度から令和十四年度までの各年度において償還するものとする。

6 政令附則第二条の三第一項の規定により貸付金の償還期限が令和十四年度の末日に延長された市町村においては、第十条の規定にかかわらず、令和六年度から令和八年度までの計画期間における

借入総額を六で除して得た額を令和九年度から令和十四年度までの各年度において償還するものとする。

7 政令附則第二条の第三第二項の規定により貸付金の償還期限が令和十七年度の末日に延長された市町村においては、第十条の規定にかかわらず、令和六年度から令和八年度までの計画期間における借入総額を九で除して得た額を令和九年度から令和十七年度までの各年度において償還するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第六百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和三年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
関節外科スポーツクリニック石巻	石巻市あゆみ野五丁目二一	令和三年五月一日
あゆみ野クリニック	石巻市あゆみ野二丁目十四一	令和二年九月一日
葵調剤薬局桃生店	石巻市桃生町寺崎字船場前二十五一	令和三年三月一日
医療法人社団博愛仁志会 栗原医院	石巻市桃生町寺崎字船場町二十三一	平成二十八年八月一日
いしのまきグリーン歯科	石巻市南中里三丁目十六番三十号	令和三年七月一日
石巻みらい薬局	石巻市あゆみ野五丁目二番地二	令和三年五月一日
永沼外科整形外科医院	塩竈市宮町四番十九号	平成二十八年四月一日
名取調剤薬局	名取市高館吉田字前沖二百十一一三	令和三年七月一日

多賀城みやばやしキッズクリニック

多賀城市城南一丁目十一番四十五番

令和三年七月一日

アイベル薬局多賀城店

多賀城市城南一丁目十一番四十三号

令和三年七月一日

布施歯科医院

登米市迫町佐沼字西佐沼二百二

令和三年四月十五日

熊坂医院

栗原市一迫字川口中野十

平成三十年一月一日

カワチ薬局富谷店

富谷市成田八一三

令和三年七月一日

明石台薬局

富谷市明石台五丁目一三

令和三年六月一日

村田内科クリニック

柴田郡村田町大字小泉字西浦八十四一

令和二年十二月一日

みやぎ県南医療生活協同組合訪問看護ステーション袖子

柴田郡柴田町船岡新栄四一四一

令和二年十月一日

調剤薬局ツルハドラッグ 大和吉岡店

黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目四番地の七

令和三年六月一日

美里クリニック

遠田郡美里町関根字道明四十三番地

令和三年七月一日

○宮城県告示第六百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和三年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
伊勢耳鼻咽喉科医院	遠田郡美里町北浦字船入二一五十九	令和三年五月二十六日
ひかり薬局多賀城	多賀城市八幡二一六一三十八	令和三年五月三十一日
小澤医院	登米市米山町中津山字明神前六一一	令和三年六月一日

葵調剤薬局桃生店	石巻市桃生町寺崎字舟場前二十五―一	令和二年二月二十八日
いしのまきグリーン歯科	石巻市南中里三丁目十六―三十	令和三年六月三十日
明石台薬局	富谷市明石台五―一―三	令和三年五月三十一日
村田内科クリニック	柴田郡村田町小泉字西浦八十四―一	令和二年十二月一日

○宮城県告示第六百七十号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者
 手帳の交付のために診断を行う医師として、令和三年七月二十六日次の者を指定した。
 令和三年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
鳴海 新平	眼 科	涌谷町国民健康保険病院	涌谷町涌谷字中江南二百七十八番地
光澤 志緒	脳神経内科	社会医療法人将道会 総合南東北病院	岩沼市里の杜二丁目二番五号
宮内 名帆	テリハピリ センター附属診療所	宮城県リハビリテーション支援 センター	名取市美田園二丁目一番地の四
上野 正博	内 科	登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町二百番地
三浦 裕	内 科	石巻市立病院	石巻市穀町十五番一号
黒川 耀貴	外 科	公益財団法人宮城厚生協会 坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号
佐藤 学	外 科	塩竈市立病院	塩竈市香津町七番一号
加藤慎之介	人工透析内科	一般社団法人DWIC りんくう透析クリニック	名取市本郷字焼野百三十六番地
後藤 均	血管外科	みやぎ県南中核病院	大河原町字西三十八番地一
竹本 淳	泌尿器科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二
信濃 寛久	泌尿器科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二

○宮城県告示第六百七十一号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の
 医師から、指定の辞退があった。
 令和三年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
大橋 洋一	外 科	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地

○宮城県告示第六百七十二号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師
 の所属医療機関に、次のとおり変更があった。
 令和三年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
大友 達志	内 科	涌谷町国民健康 保険病院	涌谷町涌谷字中 江南二百七十八 番地
岡田 信司	内呼吸器科	国民健康保険川 崎病院	川崎町大字前川 字北原二十三番 地一
早坂 研	内 科	栗原市立栗駒病 院	栗原市栗駒岩ヶ 崎松木田十番地
佐藤 和重	内 科	美里町関根字道 明四十三番地	美里町関根字道 明四十三番地
		仁会東泉堂病院	涌谷町字追廻町 七十番地三
		南三陸病院	南三陸町志津川 字沼田十四番地 三
		みやぎ県南中核 病院	大河原町字西三 十八番地一

○宮城県告示第六百七十三号
 令和三年七月二十日付け宮城県告示第五百八十七号で告示した計量法（平成四年法律第五十一号）
 第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を延期する。
 令和三年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和三年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

黒川郡大郷町東成田字山居沢九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

気仙沼市本吉町東川内一二六の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

石巻市湊字鹿妻山一〇五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年九月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 気仙沼唐桑線

三 道路の区域

変更の区間 気仙沼市本町一丁目六三番一地先から 同市新町二八番二〇地先まで		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
前A	七・八 五九・五	五二〇・〇	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。		
後A	七・八 五九・五	五二〇・〇			
後B	二〇・九 七一・〇	四八〇・〇			

○宮城県告示第六百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年九月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鹿島台停車場線
- 三 道路の区域

変更の区間 大崎市鹿島台平渡字東銭神三番三地先から 同市鹿島台平渡字東銭神四番四地先まで		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	一一・三 一七・七	六七・五		
後	一六・〇 一七・七	六七・五		

○宮城県告示第六百七十八号

富谷北部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年八月二十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年九月三日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 富 田 政 則

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
調剤薬局ツルハドラッグ 石巻蛇田店	石巻市蛇田字新丸井戸四十四一	令和三年八月一日
イオン薬局石巻店	石巻市茜平四丁目百四	令和三年九月一日
イオン薬局石巻駅前店	石巻市穀町十四一	令和三年九月一日
イオン薬局気仙沼店	気仙沼市赤岩館下六一一外	令和三年九月一日
名取たこうオレンジ薬局	名取市田高字原五百九十七	令和三年八月一日
すわん薬局	名取市手倉田字諏訪三百五十六一	令和三年八月一日
イオン薬局名取店	名取市杜せきのした五丁目三一	令和三年九月一日
アイベル薬局多賀城店	多賀城市城南一丁目十一四十三	令和三年八月一日
イオン薬局多賀城店	多賀城市町前四丁目一	令和三年九月一日
ウエルシア薬局岩沼中央店	岩沼市中央四丁目十一十三	令和三年八月一日
イオン薬局古川店	大崎市古川旭二丁目二一	令和三年九月一日
カワチ薬局富谷店	富谷市成田八丁目二一三	令和三年八月一日
イオン薬局富谷店	富谷市大清水一丁目三十三一	令和三年九月一日
イオン薬局イオンスタイル新利府	宮城県利府町利府字新中道三丁目一一	令和三年九月一日

調剤薬局ツルハドラッグ
大和吉岡店
黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目四一七
令和三年八月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	辞 退 年 月 日
イオン薬局石巻店	調剤	石巻市茜平四丁目百四	令和三年八月三十一日
イオン薬局石巻駅前店	調剤	石巻市穀町十四一	令和三年八月三十一日
イオン薬局気仙沼店	調剤	気仙沼市赤岩館下六一外	令和三年八月三十一日
イオン薬局名取店	調剤	名取市杜せきのした五丁目三一	令和三年八月三十一日
イオン薬局多賀城店	調剤	多賀城市町前四丁目一一	令和三年八月三十一日
しぶや薬局宮野中央店	調剤	栗原市築館宮野中央三丁目四五	令和三年六月三十日
イオン薬局古川店	調剤	大崎市古川旭二丁目二一一	令和三年八月三十一日
イオン薬局イオンスマイル新利府	調剤	宮城県新利府字新中道三丁目一一	令和三年八月三十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分）（単価契約） 千四百八十四トン

(二) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分）（単価契約） 三十一キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
3 納入期間 契約締結の日から令和四年三月三十一日まで
4 納入場所 宮城県北部土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理

事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一 二二一―三三三五）へ令和三年九月二十四日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八九一六一一七 宮城県大崎市古川旭四丁目一番一号

宮城県北部土木事務所経理班（電話〇二二九一九一〇七六七）

3 郵送による入札説明書の交付期限

郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和三年九月二十七日（月）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和三年十月一日（金）午前九時から令和三年十月七日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年十月七日（木）午後五時までに必要書類を作成の上、提出し参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和三年十月十九日（火）午前九時から令和三年十月二十日（水）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和三年十月二十日（水）午後五時まで

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」及び「入札に係る調達物品の名称」を記載し、宮城県北部土木事務所長あてに親展で、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和三年十月二十一日（木）とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

- (一) 一の一の(一)の購入物品 午前十時 宮城県北部土木事務所
 - (二) 一の一の(二)の購入物品 午前十時三十分 宮城県北部土木事務所
- 四 入札に参加することができる者 二に定める資格を有しない者
- 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(令和三年宮城県規則第一百一号)第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法

- (一) 入札金額は一の一の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の一の(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。
 - (二) 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。
- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

- 7 契約書作成の要否 要
 - 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
 - 9 詳細は、入札説明書による。
- 六 概要

- Summary
- 1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)
 - 2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2022.
 - 3 Place of Delivery : Within Northern civil engineering office areas of jurisdiction.
 - 4 Deadline for Bid : Wednesday, October 20, 2021, 5 : 00 p.m.
 - 5 Contact Person : Keizou Yoshida, Accounting Group, Northern civil engineering office Civil

engineering section, Miyagi Prefectural Government, 4-1-1 asahi, furukawa, Osaki, Miyagi, 989-6117 Japan, Tel: 0229-9140767

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和三年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び納入予定数量
 - (一) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分)(単価契約) 千四百二十五トン
 - (二) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分)(単価契約) 七十四トン
 - (三) 凍結防止剤(液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分)(単価契約) 九十五キロリットル
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 納入期間 契約締結の日から令和四年三月三十一日まで
 - 4 納入場所 宮城県仙台土木事務所管内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一 二一一一三三五）へ令和三年九月二十四日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する記録）であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望するものは、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八三一〇八三六 仙台市宮城野区幸町四丁目一番二号
宮城県仙台土木事務所総務部経理班（担当 高橋 慧太 電話〇二二一二九七一四一一二）

3 入札説明書の交付期限

令和三年九月二十二日（水）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和三年九月十七日（金）正午まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は入札説明書に定めるところにより、令和三年十月六日（水）午後五時までに必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年十月六日（水）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和三年十月二十五日(月) 午前九時から令和三年十月二十六日(火) 午後五時まで

で
(二) 書面により入札書を提出する場合

- (1) 日時 令和三年十月二十六日(火) 午後五時まで
- (2) 場所 2に同じ

(3) 郵送による場合は、二重封筒とする。入札書を中封筒に入れ、入札者の法人名・開札日及び入札に係る調達物品の名称を記載し配達証明付書留郵便にて(1)の日時までに到達するように提出すること。

(4) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は令和三年十月二十七日(水)とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

- (一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時〇〇分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室
- (二) 一の1の(二)の購入物品 午前十時三十分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室
- (三) 一の1の(三)の購入物品 午前十一時〇〇分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の1の(一)・(二)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(三)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)

2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2022.

3 Place of Delivery : Within Sendai civil engineering office areas of jurisdiction.

4 Deadline for Bid : Tuesday, October 26, 2021, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Keita Takahashi, General Affairs Group, Sendai civil engineering office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 4-1-2 saitwaicho, miyagino-ku, Sendai,

Miyagi, 983-0836 Japan, Tel.: 022-297-4112

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(一区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称 黒川郡大衡村大衡字河原六十五番四十一、六十五番五十五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 黒川郡大衡村大衡字河原五十五番地九

佐久間 洋

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 クライアントシステム用サーバ②賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和四年三月一日から令和九年二月二十八日まで
- 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和三年九月十五日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課
〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二―一七二七一、内線二二三三）

2 入札説明書の交付方法
この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和三年九月三十日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和三年十月十四日(木)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あてて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和三年十月十五日(金) 午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室

四 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第一百三

条、百四十四条及び令和三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(令和三年宮城県規則第一百一号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地

方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免

税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。
六 概要

Summary

- 1 Place and deadline for submitting bid form Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters October 14, 2021, 5 : 00 p.m.
- 2 Item/Service Required Lease of servers for client system No.2 - 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding room, Miyagi Prefectural Police Headquarters October 15, 2021, 10 : 00 am.
- 4 Contact Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 38-1 Honcho, Aba-ku, Sendai Miyagi 980-8410 Japan
Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第8号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月3日

宮城県公安委員長 森山 博

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則(昭和37年宮城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(課等の設置) 第3条 (略)		(課等の設置) 第3条 (略)	
2・3 (略)		2・3 (略)	
4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。		4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。	
課 等	組 織	課 等	組 織
(略)	(略)	(略)	(略)
警 備 課	宮城県警察東京オリンピック・パラリンピック	警 備 課	

競技大会警備対策室
(略)
(略)

5・6 (略)
第3条の2～第8条 (略)

(警備部の課等の所掌事務)

第9条 警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

公安課 (略)
警備課 (1)～(10) (略)

(11) 災害対策室、東京オリンピック・パリオリンピック競技大会警備対策室及び全国豊かな海づくり大会警備対策室の運営に関すること。

外事課・機動隊 (略)

第10条～第16条 (略)

(警察本部の職及び職務)

第17条 (略)

2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察航空隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮城県警察機動鑑識隊及び宮城県警察暴力特別捜査隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調・監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察地域指導室、宮城県警察情報分析支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察災害対策室、宮城県警察東京オリンピック・パリオリンピック競技大会警備対策室、宮城県警察全国豊かな海づくり大会警備対策室及び宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター及び宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ警視又は警部の階級にある警察官を

(略)
(略)

5・6 (略)
第3条の2～第8条 (略)

(警備部の課等の所掌事務)

第9条 警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

公安課 (略)
警備課 (1)～(10) (略)

(11) 災害対策室 _____ 及び全国豊かな海づくり大会警備対策室の運営に関すること。

外事課・機動隊 (略)

第10条～第16条 (略)

(警察本部の職及び職務)

第17条 (略)

2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察航空隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮城県警察機動鑑識隊及び宮城県警察暴力特別捜査隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調・監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察地域指導室、宮城県警察情報分析支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察災害対策室 _____

一、宮城県警察全国豊かな海づくり大会警備対策室及び宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター及び宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ警視又は警部の階級にある警察官を

もって充てる。
3～11 (略)

もって充てる。
3～11 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年9月6日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第112号

警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

令和3年9月3日

宮城県公安委員長 森山 博

1 講習実施期日

令和3年11月8日(月)から同月11日(木)までの4日間

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員

新型コロナウイルス感染症感染拡大対策のため、30人程度とし、宮城県内に居住する者のみ受付の対象とする。

4 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話(022-224-7311)にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する(氏名、生年月日、住所、連絡先電話番号、勤務先について聴取)。

なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

令和3年10月4日(月)から同月8日(金)までの5日間(10月4日から同月7日までは午前9時から午後5時まで、最終日のみ午後3時まで)

5 受講手続

(1) 申込み受付期間

令和3年10月11日(月)から同月15日(金)までの5日間(午前9時から午後5時まで)

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書 1通

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表68の項に基づき、39,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

7 講習に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課

（電話番号022-221-7171 内線3054・3055）

8 その他

(1) 講習については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況により、延期又は中止となる場合がある。

(2) 受講に当たっては、感染症等予防対策（マスクの着用、会場入場前の手洗い等）を行うこと。

(3) 講習の休憩時間等に他の受講者との不要な接触は控えること。

(4) 講習日初日から起算して2週間前に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域への渡航歴、移動歴のある者の受講は認めない。

(5) 発熱者や体調不良者等については、受講を認めない。

○宮城県公安委員会告示第113号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和3年9月3日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

1 審査に係る警備業務の種別及び級

(1) 検定規則第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を

警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級

(2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級

(3) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級

(4) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

(5) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

2 実施期日

令和3年10月6日（水）午前9時30分から

3 実施場所

仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県警察本部

4 審査定員

新型コロナウイルス感染症感染拡大対策のため、前記1に掲げる警備業務の種別1級及び2級あわせて20人

5 審査対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務1級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(2) 施設警備業務1級

旧検定の常駐警備に係る旧検定規則第1条第2項に規定する1級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務1級

旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

<p>(4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級 旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者</p> <p>(5) 貴重品運搬警備業務1級 旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者</p> <p>(6) 空港保安警備業務2級 旧検定の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>(7) 施設警備業務2級 旧検定の常駐警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>(8) 交通誘導警備業務2級 旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>(9) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級 旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>(10) 貴重品運搬警備業務2級 旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>6 審査内容 審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い学科試験に合格しなかった者に対して実技試験は行わない。）</p> <p>7 事前申込み (1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける（氏名、生年月日、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記5の審査対象者に該当する項目について聴取）。 なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。</p> <p>(2) 受付期間 令和3年9月13日（月）から同月17日（金）までの5日間（9月13日から同月16日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）とする。</p> <p>8 申請手続き 事前申込みを行い予約番号を取得した者は、次により申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 申請受付期間 令和3年9月21日（火）から同月28日（火）までの祝日、土曜及び日曜日を除く5日間（午前</p>	<p>9時から午後5時まで）</p> <p>(2) 申請書の提出先 事前申込みの際に指定された警察署生活安全課で受付すること。 なお、郵送及び代理人による提出は受け付けないこととする。</p> <p>(3) 提出書類 ア 審査申請書（検定期別記様式）1通 イ 旧検定期則第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し1通 ウ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1葉 エ その他 （ア）住所地在を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所地在を陳明する書面1通 （イ）属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを陳明する書面1通</p> <p>(4) 審査手数料 公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第70の2項に基づき、4700円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。</p> <p>9 審査の実施に関し必要な事項 審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参すること。</p> <p>10 審査に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全企画課 電話番号022-221-7171 内線3054・3055</p> <p>11 その他 (1) 審査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況により、延期又は中止となる場合がある。 (2) 受験に当たっては感染症等予防対策（マスクの着用、会場入場前の手洗い等）を行うこと。 (3) 受験中は他の受験者との不要な接触は控えること。 (4) 受験日から起算して2週間前に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域への渡航歴、移動歴のある者の受験は認めない。 (5) 発熱者や体調不良者等については、受験を認めない。</p>
--	--

雑 報

○地方独立行政法人宮城県立子ども病院理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。
令和三年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項の規定に基づき、別冊一のとおり地方独立行政法人宮城県立子ども病院令和二年度財務諸表を公告する。

令和三年九月三日

地方独立行政法人宮城県立子ども病院

理事長 今 泉 益 栄

○地方独立行政法人宮城県立病院機構理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。
令和三年九月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項の規定に基づき、別冊二のとおり地方独立行政法人宮城県立病院機構令和二年度財務諸表を公告する。

令和三年九月三日

地方独立行政法人宮城県立病院機構

理事長 荒 井 陽 一

正 誤

○宮城県公報令和三年号外第二四号（令和三年三月三十一日付け）中

ページ	段	行	正	誤
九	下	後ろから一三	イからホまで、ヨからソまで	ヨからソまで
一〇	上	三	土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止及び新たな土地改良事業の施行の申請	土地改良区の設立の申請等
一〇	上	三	第八条、第四十八条、第八十四条、第九十五条の二	第八条、第四十八条、第八十四条、第九十五条の二
一〇	上	三	土地改良事業計画の変更、土地改良事業の施行の申請	土地改良区の設立の申請等

一〇	上	五	土地改良事業計画の変更、土地改良事業の施行の申請	土地改良区の設立の申請等
一〇	上	三	第八条、第四十八条、第八十四条、第九十五条の二	第八条、第四十八条、第八十四条、第九十五条の二
一〇	上	三	土地改良事業計画の変更、土地改良事業の施行の申請	土地改良区の設立の申請等

一〇	上	六	良事業の廃止及び新たな土地改良事業の施行の申請	第八条、第四十八条、第五十六条、第八十四条、第九十五条、第九十五条の二
一〇	上	七	土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止及び新たな土地改良事業の施行の申請に対する適否の決定	土地改良区の設立等
一〇	上	七	第八条、第四十八条、第八十四条、第九十五条の二	第八条、第四十八条、第八十四条、第九十五条、第九十五条の二
一〇	上	七	第九条、第四十八条、第八十四条、第九十五条の二	第九条、第四十八条、第八十四条、第九十五条、第九十五条の二